

柏原市バリアフリー基本構想 前回の協議会以降の修正箇所

No.	該当箇所	意見要旨	修正前	修正後	区分
1	1編-3章-3-(3) 23ページ	【第4回 協議会の意見】 道路の整備方針について、道路の明るさの確保について記載を追加すること。	【歩道のある道路の配慮事項】 歩道の設置されている生活関連経路においては、交差点周辺で生じている急なすりつけ勾配の緩和や段差の縮小、駐車場などへの車両乗入れ部における平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等の経路のバリアフリー化に努めます。	【歩道のある道路の配慮事項】 歩道の設置されている生活関連経路においては、交差点周辺で生じている急なすりつけ勾配の緩和や段差の縮小、駐車場などへの車両乗入れ部における平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの敷設、 夜間における明るさの確保 等の経路のバリアフリー化に努めます。	修正
2	2編-3章-1-(3) 79ページ	【第4回 協議会の意見】 国道・府道と市道の事業計画の整合性が取れてないところがある。(障害物の移設について表記の統一を行うこと)	【①～③旧国道170号・④府道184号線】 ●歩道上の障害物（電柱等）の移設	【①～③旧国道170号・④府道184号線】 ○歩道上の障害物（電柱等）の移設 (変更内容：特定事業→その他事業)	修正
3	2編-3章-1-(3) 79ページ	【第4回 協議会の意見】 府道の整備内容「歩道の改良」について、幅員の確保の括弧書きを削除すること。(用地買収が必要となり短期での実現は難しいため)	【①～③旧国道170号・④府道184号線】 ●歩道の改良（平坦性の確保、段差解消、 幅員の確保 ）	【①～③旧国道170号・④府道184号線】 ●歩道の改良（平坦性の確保、段差解消） (変更内容：幅員の確保を削除)	修正
4	計画全般	-	-	年号表示の調整（元号と西暦を併記） 使用語句の調整（例：あらゆる人→誰もが） 改行位置や図表等の微調整	修正